

らしいことに、「人のしないことをすることにこそ、価値がある」と信じている研究者同士は、出身や研究対象は違っても話が合い、弾むのだ。このような“研究対象はバラバラだが思いは同じ”集まりは、いままでなかったのではないか？

結果としてわたしには、とにかく日本の将来に希望がもてた。若手発の“美しい”，そして“夢のある”多くの研究を目の当たりにし、参会者一同がその希望を共有できた——会あとの多くの感想が寄せられた——ことには、本当に感激した。

なお余興として行った、わたしを含む3人の小講演⁽⁷⁾——「優れた研究とは？」(和田)，「時間生物学」(上田泰己)，および「ライバルに嫌がられる研究戦略」(林崎良英)——も、参考になったというありがたい反響を、多くの参会者からいただいた。

「理研 GSC セタミーティング」は来年も開催の予定であり、これが優れた若い研究者の発掘マシンとして定着することを願っている。

至言「千里の馬は常に有れども伯楽は常に有らず(韓愈「雑説」)」の驥尾に付して、名伯楽としての理研があってもよいではないか、と思う次第である。

本会の開催に当たっては(社)東京倶楽部から助成があったことを記して感謝する。

文献

- (1) GSC セタミーティング URL: <http://www.yokohama.riken.jp/event/20100715/index.html>
- (2) 和田昭允: 物理学は越境する——ゲノムへの道, 岩波書店(2005)
- (3) 和田昭允: 生命とは? 物質か! ——サイエンスを知らば百考して危うからず, オーム社(2008)
- (4) 和田昭允: 科学, 80, 7(2010)
- (5) 発表者・テーマ一覧 URL: <http://www.yokohama.riken.jp/event/20100715/poster.pdf>
- (6) GSC 報告 URL: <http://www.gsc.riken.jp/jpn/news/tanabata2010/>
- (7) 小講演のスライド: <http://www.yokohama.riken.jp/event/20100715/index.html>

読者がうの手紙

7月号掲載のクロマグロに関するオピニオン記事への反論

松田裕之^{*1}・金子与止男^{*2}・赤嶺 淳^{*3}
中野秀樹^{*4}・石井信夫^{*5}

^{*1} 横浜国立大学, ^{*2} 岩手県立大学, ^{*3} 名古屋市立大学,
^{*4} 遠洋水産研究所, ^{*5} 東京女子大学

標記オピニオン記事は、事実の誤認に加えて、大西洋クロマグロの附属書 I 掲載が否決された背景の分析が不十分である。この論考は資源管理(勝川俊雄)、国際政治(石井敦)、メディア報道(井田徹治)の3部構成となっているので、各項目について反論を述べる⁽¹⁾。

まず資源管理については、たしかに東大西洋系群は、あと数年で資源が「崩壊」(collapse)する勢いであり、それ自体は問題である。しかし、「崩壊」は勝川氏が用いた「消滅」と同義ではない。これは、大西洋クロマグロの西大西洋系群を絶滅危惧とした国際自然保護連合(IUCN)の1996年のレッドリスト判定に科学的に疑義がある⁽²⁾ことと同根の問題を含む。すなわち、絶滅リスクは本来、個体数と減少率の両方に依存する。しかし、IUCNもCITES(ワシントン条約)も、減少率のみで判定する基準がある。これは個体数の情報がない生物種にも対応する予防措置である。大まかな資源量が推定されている水産資源まで、情報の乏しい種と同列に減少率のみで判定すべきではない。

次に国際政治では、附属書 I 掲載(禁輸措置)によってCITESが資源管理を補完する旨が述べられている。しかし、マグロを資源として持続的に利用する観点から見れば、附属書 I は補完とはいえない。しいて言えば、附属書 I 掲載提案という政治的圧力は、持続的利用を補完しえるだろう。今回も、モナコが提案した後、ICCAT(大西洋まぐろ類保存国際委員会)の年次会合で漁獲枠削減が科学委員会の勧告通りに合意され、今年4割減、資源が崩壊の危機に陥った場合には来年の漁業を停止することになった。



また、クロマグロの掲載と他の生物種の掲載は無関係であり、波及の恐れを指摘した日本政府は間違いという。しかし、CITESには類似種規定(附属書I・II掲載種と識別困難な種は、附属書IIに掲載できる)があり、大西洋クロマグロが掲載されると太平洋クロマグロやミナミマグロも掲載される可能性があり、無関係ではない。事実、強硬な反捕鯨国で知られ、ミナミマグロを漁獲する豪州は附属書I掲載に反対した。

さらに、禁輸措置は輸出に頼らざるを得ない途上国には不公平という日本の主張は間違いと述べている。しかし、EUはCITESで禁輸措置を受けても域内で漁獲、貿易できるので、やはり途上国は不利である。また、ICCATでの資源管理強化に抵抗したのはEU漁業国であり、日本ではない。7月号の記事を読んでも、これらの点は読者には全く伝わらないだろう。

次にメディア報道の項も誤解を招く。まず、附属書I掲載は「クロマグロとパンダを同一視することにはならない」と述べられているが、CITESのしくみはまさに、この二者を商取引ができないほど絶滅のおそれが高い種として同一視することなのである。また「FAOの専門家パネルの多数が(中略)基準を満たす十分な証拠があると認めていた」とあるが、専門家パネルは、絶滅のおそれを総合的に判断したのではなく、CITESの減少率基準に合致するかを検討しただけである。

また、ほとんどの全国紙の社説は日本政府や消費者の責任を指摘しており、「不勉強で一方的」というのは当たらない。水産庁は5月11日の段階で「太平洋クロマグロの管理強化についての対応」という声明を出し、WWF(世界自然保護基金)ジャパンは翌日歓迎の意思を表明した。この水産庁声明は、小型魚大量漁獲の規制や畜養の実態報告の義務化などに言及している。特に、大西洋と異なり、日本自身が主に漁獲する太平洋のクロマグロについては、貿易の規制ではなく、日本が主体的に管理する必要がある。この声明どおり

の施策の実現が肝要である。さらに8月3日には、水産庁審議官、大間と彦岐のマグロ漁業者などが講演するWWFジャパン主催の国際集會が開かれている。

他方、日本が途上国を金やご馳走で買収したと言わんばかりの報道も見られた。これは、否決の理由や背景を分析せず現実から逃避しているだけでなく、途上国を侮辱している。CITESでも国際捕鯨委員会(IWC)でも、日本は投票態度によって干渉されない無記名投票を望み、欧米や環境団体は記名投票を望んでいる。途上国は、いつも日本の味方をしているわけではない。今回も、他の生物種についてはさまざまな投票行動があった。気候変動枠組み条約や生物多様性条約でも、締約国間の対立は増してきている。科学者は自分の理想を語るだけでなく、締約国が合意できる解と論理を探すべきだろう⁽³⁾。

文献

- (1) 次のウェブサイトも参考にされたい。松田裕之：<http://d.hatena.ne.jp/hymatsuda/20100722>
- (2) 矢原徹一・松田裕之・魚住雄二：科学，66，775（1996）
- (3) 松田裕之：生物科学，74，46(2010)

読者からの手紙

「科学」と「心眼」をつなぐ設計・デザインのために

藤田克志 ふじた かつし
福井工業高等専門学校

E. S. ファーガソン著、藤原良樹・砂田久吉訳『技術屋の心眼』平凡社(2009)(原題はEngineering and the Mind's Eye)を読んで、これはこの頃感じていることにつながると考えて筆をとった。

Engineeringは、科学的な根拠に基づいた知識と、そこから導き出された知恵や経験との融合によって成立している。ファーガソンはその知恵や経験を「心眼」と表現し、訳者たちは「知識」と「経験」の融合を重要視する者として「技術屋」



北海道のヒグマも個体数調整を考えるべきだ

札幌の市街地にまで出沒、まずはもっと科学的調査と検討を

松田裕之 横浜国立大学大学院環境情報研究院教授、Pew海洋保全フェロー



図1 札幌市南区のヒグマ出沒情報より。黒は目撃、赤は親子連れの目撃、オレンジは足跡発見。地下鉄真駒内駅付近を含む、森に隣接する市街地での出沒が常態化している。
札幌市南区ヒグマ出沒情報

札幌市の市街地でヒグマがしばしば出沒している（図1）。[2015年に知床世界遺産地域のヒグマの人慣れ問題を紹介した](#)が、もはや国立公園だけでなく、政令指定都市でさえもクマ問題が深刻化している。環境省、北海道、札幌市の行政とクマ学者の対応が後手に回っているとわざるを得ない。

シカは知床でも屋久島でも個体数調整をしている

増えすぎた野生動物への対処法として、「個体数調整」（駆除により生息数をコントロールすること）がある。エゾシカを含むニホンジカは、1970年代は個体数が少なく、保護対象だったが、数が増えたために1998年に[道東地域エゾシカ保護管理計画](#)を策定して個体数調整を始めた。この時は、多くの批判が寄せられた。けれども、今では世界遺産地域の[知床](#)や[屋久島](#)でもシカの個体数調整を行っている。

シカと異なり、クマの被害は人命にかかわり、市街地に出沒するだけで子供の登下校やマラソン行事中止などの制約を受ける。札幌市は「事前に、各区のホームページなどからヒグマの出沒情報を収集し、出沒している場所には近づかないようにしてください」（[ヒグマに遭わないために](#)）と記しているが、そのような対応だけで住民は安心できるのだろうか。



畑に現れたヒグマ。作物のピートをくわえている = 2017年7月、北海道森町、黒澤篤さん撮影

クマは「問題個体」だけを駆除

現在の管理計画⁴は、人に意図的に近づくまたは農地を荒らす「問題個体」を個体群存続に影響のない範囲で捕殺数に上限を求めて駆除している。

段階	人間に対するヒグマの行動	個体区分	対応方針	
0	人間を恐れて避ける。	非問題個体	市街地 農耕地 森林地帯	住民周知、見回り、被害防止措置、誘引物除去 住民周知、入林者への情報提供、被害防止措置、誘引物除去
1	人間を恐れず避けない。人家付近や農地に頻繁に出没する。	非問題個体 /問題個体	市街地 農耕地 森林地帯	住民周知、追い払い、被害防止措置、出沒継続は捕獲 住民周知、入林禁止、追い払い、被害防止措置、出沒継続は捕獲
2	農作物に被害を与えるなど、人間活動に実害をもたらす。	問題個体	市街地 農耕地 森林地帯	住民周知、見回り、被害防止措置、問題個体の捕獲等 住民周知、入林禁止、被害防止措置、問題個体の捕獲等
3	人間に積極的につきまとう、又は人間を攻撃する。	問題個体	市街地 農耕地 森林地帯	住民周知、見回り、被害防止措置、問題個体の捕獲、対策本部設置等

表1 出沒した個体の有害性の段階と対応方針の概要 = 北海道ヒグマ管理計画概要 から
http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/higuma/hokkaido_bear_management_plan05.pdf⁴

そうではなく、エゾシカと同様に個体数調整に転換するという選択肢を考えるべきではないかというのが筆者の意見である。しかし、これが意外と簡単ではなく、多くの課題がある。

個体数の推定値の幅が大きすぎる

札幌市に出没するヒグマは「積丹・恵庭個体群」であるが、隣接する「天塩・増毛個体群」とともに、環境省により「絶滅の恐れのある地域個体群」に指定されている。近年の積丹・恵庭個体群の個体数推定値⁵は800頭±600頭（つまり、200～1400頭）とされている。この推定値も科学的根拠が十分とは言えないが、本当に200頭ならば保護すべきである。だが、問題個体の数はかなり多く、それを減らしていくと地域絶滅の恐れが増してしまう。

一方、天塩・増毛個体群については、問題個体も他地域に比べてけた違いに低いから、駆除の必要性は薄い。いずれにせよ、より精緻な個体数推定が必要だが、環境省は今年度から知床のクマ個体群の推定に研究予算を付けたが、札幌のクマの個体数推定は目途すらついていない。個体数調整を議論するには、個体数の推定精度を高めておく必要があるので、これは困ったことである。

環境省としては国立公園の施策を重視するのかもしれないが、市街地での人と野生動物の関係も重要課題のはずだ。5月には札幌市内で自転車を追いかけたかに見えるクマを見つけて自動車で体当たりした事件があった。どうやらこのクマは意図的に追尾したのではなかったらしく、危険性は少ないという。しかし、そもそも、百万都市の市街地に野生のクマと人間が共存することを受け入れるべきなのか。

ヒグマ対策では、個体数よりも、人慣れなどクマの質が問題だった。古来、アイヌはクマをキムンカムイ（非問題個体）とウエンカムイ（問題個体）に分けて認識していたという。それならば両者の個体数を分けて推定する方向を目指せないか。それができれば、個体群動態モデルに基づく管理ができる（松田「生態リスク学入門」⁶）。

現状では、非問題個体の数は不確実だが、人前に出沒する問題個体数はある程度把握できるようになっている（ヒグマ管理計画の資料6⁷）。そして、札幌市を含む積丹・恵庭地域の捕獲数は図2のように少ないが、問題個体（表1の段階2以上）の数はかなり多いという実態も明らかになっている⁸。

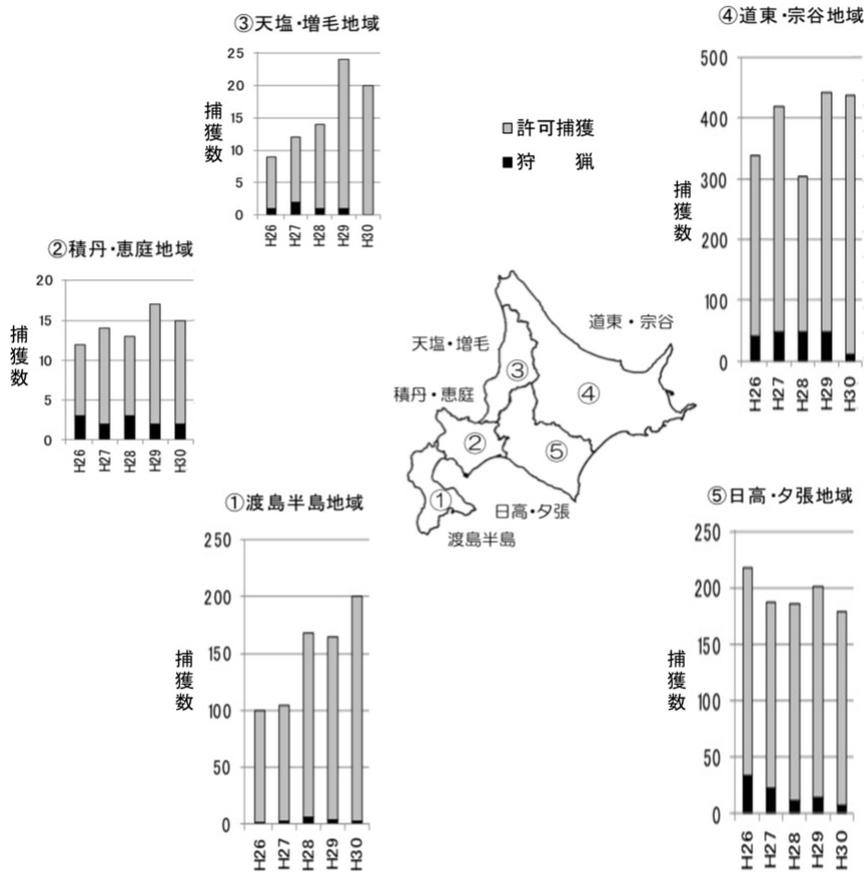


図2 地域個体群別のヒグマ捕獲数 = 北海道の資料から
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/file.jsp?id=1189484>

もっと科学的調査と検討が欲しい

エゾシカが先例となった鳥獣保護管理法の特定計画制度は、状況に応じて方針を変える「順応的管理」を標榜している。個体数の増減に応じて、①非問題個体も捕獲して全個体数を減らす場合、②問題個体のみを駆除して個体数を維持し被害のみを減らす場合、③問題個体もすぐには捕殺せず学習放獣して絶滅回避を目指す場合、を使い分けてよい。1990年に春グマ駆除を禁止してから、クマの個体数も分布も問題個体数も大きく変化した。それにもかかわらず対応方針を変えないというのであれば、順応的管理の原則が生かされているとは言いがたい。

トドやゼニガタアザラシの場合、漁業被害が深刻となり、2015年に国内で準絶滅危惧種に格下げした上で個体数を減らす目標を定め、それぞれ水産庁と環境省が個体数調整を始めた。札幌市に出没するクマについては生息数の推定誤差が大きすぎ、絶滅危惧個体群の指定を見直す動きもない。

いずれにしても、科学ができることは、クマの市街地への出没を減らすための方策とか、市街地に出没するクマをできるだけ刺激しない方法を検討することである。そのどちらを選ぶかは社会の選択であり、科学的に決められることではない。ただし、後者については札幌市も取り組んでいるが、前者については議論さえされていない。市街地への出没を減らすための個体数調整を社会が望んだときに備え、本来ならばもう少し科学的調査と検討が欲しいところだ。

本州と四国には、ツキノワグマが生息している。四国のツキノワグマは十数頭しか確認できず、絶滅の恐れがかなり高い。ツキノワグマでは、特に冬眠明け個体の肥大した胆嚢（熊の胆）が高価で取引されうる。この状況は北海道に生息するヒグマも同じだ。クマはワシントン条約（絶滅の恐れのある野生生物の国際取引に関する条約）では附属書IまたはIIに指定されている。もし大量に捕獲するならば、熊の胆の流通の適正化を図るなど熊胆管理体制の構築を図る必要性が指摘されている。

また、政令指定都市の市街地やその近郊の森や公園で、どのようにクマを駆除するかも注意を要する。クマの銃猟の経験のある猟師の数は減り、技術的な検討が必要だろう。

1998年にエゾシカの個体数調整を始めた時と比べても、クマの個体数調整には課題が多い。だが、少なくとも、社会がそれを選択肢の一つにできる準備は、行政と科学者の側で進めておいたほうがよいと思う。

これは北海道のヒグマだけにとどまらない。四国のツキノワグマは絶滅危惧と述べたが、かつては問題個体も生け捕りにして放獣していた兵庫県も、最近では駆除するようになっている。近畿、中部、東日本にかけては、やはり方針転換を技術的に検討すべき段階にきているかもしれない。

コメント0件

並び替え

コメントを追加...

[Facebookコメントプラグイン](#)

掲載の記事・写真の無断転載を禁じます。すべての内容は日本の著作権法並びに国際条約により保護されています。

Copyright © The Asahi Shimbun Company. All rights reserved. No reproduction or republication without written permission.

野生のゾウ、使って守るか、使わず守るか

「象牙国内市場の完全閉鎖」が見送られたワシントン条約締約国会議の背景

松田裕之 横浜国立大学大学院環境情報研究院教授、Pew海洋保全フェロー

象牙の国内市場の完全閉鎖は決議されず

2019年09月03日



ワシントン条約締約国会議。最近ではネットを介して資料が提供され、ペーパーレス化が進んでいる = 2019年8月27日、スイス・ジュネーブ

絶滅の恐れのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約 = CITES）締約国会議が、8月28日までスイス・ジュネーブで開催された。3年前の前回も論じた が、今回も引き続き、「象牙の国内市場閉鎖」が議題の一つになった。前回は「密猟または違法取引を助長している国の国内市場閉鎖を勧告する決議」が採択された。これに従う法的義務はないが、中国は2017年末に市場を閉鎖した。

今回、閉鎖していない日本とEUを名指しして「国内市場の完全閉鎖」を求める決議案がケニアなどから出されたが、日本やアフリカ南部の国が反対し、結局、米国が出した「国内市場のある締約国に、象牙管理の徹底や違法取引をなくす取り組みの状況を来年の常設委員会までに報告するよう求める」案 が、27日の全体会で採択された。完全閉鎖の勧告はこの条約の範囲と任務を超えていると解釈できるだろう。

アフリカ東部では密猟で激減、南部は持続可能な利用を目指す



草原を歩くアフリカゾウ = 2017年、ケニア・アンボセリ、三浦英之撮影

アフリカゾウは、アフリカ東部では密猟のため個体数が激減しているのに対し、南部では個体数が増加傾向にある。すなわち、東部は密猟により絶滅の恐れがあり、南部では持続可能な資源利用ができる。完全閉鎖案は南部も含む世界中での象牙の持続可能な利用を阻む措置である。

象牙の国際商取引は、1989年に同条約で禁止された。アジアゾウは1975年に商業取引を禁じる「付属書 I」（絶滅のおそれのある種であり、学術研究目的

以外の国際取引を全面的に禁止する)に入っており、この年にアフリカゾウも「付属書Ⅰ」に記載されたのである。しかし、1997年にジンバブエ、ボツワナ、ナミビアの南部3カ国は、アフリカゾウを商業取引が可能な「付属書Ⅱ」に記載することが認められた。それ以後、有害駆除と自然死した個体の象牙に限り、南部から1999年には日本へ、2009年には日本と中国への一回限りの輸出(One-off sale)が認められた。現在の日本の市場には、禁輸以前とこれらの年に輸入した象牙の在庫がある。

日本国内で全形を保った象牙を売買するには登録が必要だ。禁輸以前の象牙には未登録が多いが、今年7月から登録要件が厳しくなったため、その前の駆け込み登録が増えたという。合法的に取得、登録した象牙でも、輸出はできない。しかし、日本の取引業者や顧客が違法性を認識していないとの指摘がある。違法な取引は減らしていかなければならない。

3年前に私は、中国市場が閉鎖した後、密猟密輸がどうなるかを見れば、日本への批判が妥当かどうかわかるだろうと述べた。①中国等で依然として密売が続いて市場閉鎖の効果が無い、②中国だけの市場閉鎖で密猟と個体数減少に歯止めがかかるとすれば、日本への批判は当たらない。③中国の代わりに日本へ密輸されれば、日本への批判は免れない。今のところ、③が起きている兆しはない。

2011年から2017年にかけて、つまり中国の市場閉鎖以前から、密猟は減る傾向にある。いずれにしても、今回の会議に出された統計は中国が市場閉鎖する2017年末以前のものであり、もう少し事態を見守る必要があるだろう。

■ 主要な論点は保全と保存の立場の違い

象牙は現代人に必須ではないと思うかもしれない。確かに印鑑などには合成樹脂の代替品もある。これに類した議論は日本生態学会で「ゴルフ論争」として知られている。ゴルフがなくても人間は生きていける。しかし、だからといって「ゴルフの出来ない社会が幸せであるとは思えない」と、当時の会長が苦言を呈した。

南部アフリカ諸国にとって、野生動物は貴重な収入源でもある。乱獲は国際標準に反するが、せっかく持続可能に利用しようとしているときに、その収入源を断つのが正しいことなのか。本来目指すべきは持続可能な資源利用ではないか。

象牙が育む多様な文化にも目を向けたい。途上国にとっての経済的価値は環境団体も認めている。

自然保護には持続的利用を目指す保全(Conservation)と原生自然の保存(Protection)を重視する考えがある。保存の立場ならば、利用しようとしまいと、ゾウが守られればよいだろう。けれども、保全の立場からは、禁輸は「失敗」である。

2010年にタイセイヨウクロマグロを「付属書Ⅰ」に掲載する動議が否決されたとき、反対に動いた日本政府は環境団体から非難された。それからわずか数年で、同種は資源量が大幅に回復し、資源管理の成功例として彼らも称賛している。そして、現実問題として、環境団体が深くかかわる種が一度「付属書Ⅰ」に掲載されると、それを格下げして国際取引を復活させることは容易ではない。種判別がかなり容易になった現代においても、ミンククジラはシロナガスクジラなどと鯨肉の判別が困難な類似種とみなされ、鯨類全種が「付属書Ⅰ」に掲載され続けている。

■ 重要なのは、密猟と密輸を封じること

保存にしても保全にしても重要なのは、密猟と密輸を封じることである。図1、2のように、世界中で毎年数十トンの密輸品が押収されている。ただし、年間

約2万頭が密猟されていたというから、摘発は一部に過ぎず、密猟象牙を売りさばく巨大な闇市場の存在がうかがえる。

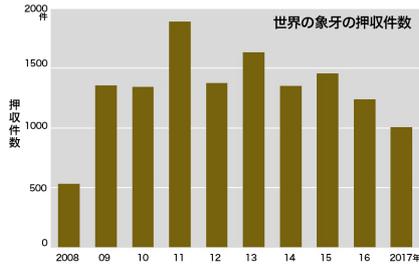


図1 世界の象牙押収件数の年推移。摘発率に依るので、増減傾向は即断できない。
ワシントン条約締約国会議資料

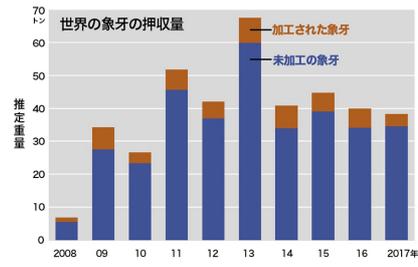


図2 世界の象牙押収量の年推移。
ワシントン条約締約国会議資料

中国が市場閉鎖される以前の2016年8月に、日本から違法に輸出された1,639点（重量101.4kg）もの象牙製品が中国の税関で押収されたことがあった。衝撃的ではあったが、世界全体の密輸押収量と比較すればごく一部である。

密猟された象牙が日本市場に大量に流入しているという証拠はない。そして、日本政府は、概ね違法取引を封じ込めているという見解である。

したがって、日本の市場閉鎖が東部の密猟対策に有効かは疑問である。他方、中国の市場閉鎖が密猟対策に有効か、闇市場に流れて効果がないかは、現段階ではまだ判断がつかない。少なくとも、日本からの密輸品を日本でなく中国が摘発したことは、中国の摘発能力の高さを示している。日本側の監視強化が問われる。

ゾウには人を襲うという問題も

ゾウはクマと同様に人身事故を引き起こす点も忘れてはいけないだろう。私の研究室のスリランカ人留学生によると、スリランカでは2011年から5年間に333人がゾウに襲われて命を落とし、1147頭のゾウが有害駆除されているという。アジアゾウは絶滅危惧種であり、同国の生息頭数は2011年に5879頭と推定されている。ゾウの捕殺が違法な同国で、生息頭数の約4%が毎年有害駆除されている計算になる。



ゾウに壊されたスリランカの小学校



農家が収穫時に寝泊まりする樹上の小屋。農地を荒らすゾウを光と爆音で追い払う=いずれの写真も
K.B.S.S.Fernando氏の横浜国立大学修士論文より

これは象牙の利用を封じれば解決する問題ではないだろう。アフリカゾウでも、同じように獣害問題は深刻である。

象牙は捕鯨とは異なり、水産庁ではなく経済産業省の所轄である。そして、日本で象牙の持続的利用を力説しているのは環境省である。環境省の象牙問題に関する一問一答があるので、読者も読んでみるとよいだろう。また、WWFジャパンのサイトと読み比べてみるのもよいだろう。

掲載の記事・写真の無断転載を禁じます。すべての内容は日本の著作権法並びに国際条約により保護されています。

Copyright © The Asahi Shimbun Company. All rights reserved. No reproduction or republication without written permission.

野生動物問題とはなにか

羽山伸一

二〇一九年の干支がイノシシだったからではないと思うが、各地の主要都市でイノシシが市街地に出没し、警官や猟友会員による大捕り物が頻繁にニュースとなった。とりわけ、首都東京の二三区にまでイノシシが走り回る事態となり、もはや国民のだれもが他人事とはいえない状況となってしまった。さらには札幌の住宅街に、わが国最大の陸上動物であるヒグマが闊歩するなど、大型動物の市街地出没問題が社会問題化したことで、この年は今後、記憶に刻まれることになるだろう。

じつは、すでに西日本の一部では大型動物の市街地出没は日常のようになっていて、これが全国的な問題になっただけのことなのである。関東でも群馬県では、ここ数年に県庁所在地である前橋市をはじめ、平野部の市街地で人身被害などが頻発するようになってしまっている(図)。これらの現象は、「開発で山に餌がないから街へ出るようになった」と安易に解説するような事態ではない。

むしろ、原因は人間による自然の無管理状態が続いてきたことにある。かつて野生動物にとつて最大の脅威は人間であった。シカやイノシシなどに見れば、最強の捕食者が人間だったのである。しかし、明治期から昭和期にかけての乱獲の時代は終わり、今や人間は捕食者をやめてしまった。

さらに、同時期に高齢化、過疎化した里山や農地が無管理となり、大型動物たちに最適なすみかを提供することになってしまった。かつては都市にとつて、農村地域は大型動物の防波堤のような存在であった。しかし、今ではこのような無管理状態によつて防波堤は決壊し、動物たちは市街地へ容易に侵入できるようになったのである。こうして考えると、大型動物たちの市街地出没問題は、野生動物の問題ではなく、人間社会の問題といえる。

知泉書館

ゲーテとドイツ精神史

講義・講演集より

《知泉学術叢書 11》

カッシーラー／田中亮平・森森仁編
訳 講義、講演等の論放から従来カ
ント哲学の流れで捉えられたカッ
シーラー哲学を理解する貴重なゲー
テ論を展開 新書 /472p/5000 円

「イソップ寓話」の形成と展開

古代ギリシアから近代日本へ

吉川 齊著 ヨーロッパの古典教育
ではどう活用されたか、明治期日本
のイソップ受容が教育の現場や国民
にどのような意味があったのか探究
した貴重な研究 菊 /370p/5300 円

債鬼転生

討債鬼故事に見る中国の親と子

福田森子著 生まれ変わって前世の
借金を取り立てる、中国で語り継が
れた物語「討債鬼故事」の成立から
わが国への受容まで通時的広域的に
幅広く追求 A5/368p/4500 円

コンスタンティノーブル使節記

《知泉学術叢書 10》

リウトブランド／大月廣弘訳 オッ
トー1世(フランク王、皇帝)によ
りビザンツ帝国へ派遣された使節に
よる10世紀の国際環境を伝える第
一級の史料 新書 /272p/3300 円

トマス・アクィナスの形而上学

経験の根源

古館恵介著 アリストテレスの形而
上學を踏まえてトマスに正面から挑
み、近代における研究史を丹念に跡
づける。トマス形而上学入門として
もお勧めの一書 菊 /232p/5000 円

ルネサンス文化人の世界

人文主義・宗教改革・カトリック改革

根占一著 概念、宗教改革とカト
リック改革、科学史、宗教史、芸術
などの研究分野の他、時代を特徴づ
ける人文主義者たちを扱い、多層的
な活動を描く A5/292p/5500 円

東京都文京区本郷 1-13-2(税抜)

Tel03-3814-6161 Fax03-3814-6166

http://www.chisen.co.jp

野生動物問題は人間社会の問題

これまでも、さまざまな野生動物がかかわる社会問題が発生し、とくに人間社会が被害を受ける問題は年々深刻化している。

たとえば、野生動物による農林水産業被害問題。今世紀に入ってから、各地で被害問題が激甚化し、かつては中山間地域問題ととらえられてきたが、一気に社会問題化することとなった。農作物被害額だけでも年間二〇〇億円を超えていたが、二〇一〇年度の二三九億円をピークに、二〇一八年度には一五八億円まで減少した。この間に、おもな加害獣であるシカやイノシシがとくに減ったわけではなく、おそらく年間一〇〇億円を越す防護柵などの施設整備や耕作放棄地の激増などの影響が考えられる。

とりわけ問題なのはシカの激増だが、政府による一〇年間で

個体数を半減させるといふ政策も、ハンターの減少などで目標達成には程遠い。そうこうしているうちに、分布域は都市部や高山地帯まで拡大し、日本を代表する国立公園の大半でシカによる自然植生への影響が出ている。こうなると、被害問題と一括りにはできず、被害者の自助努力による対策では限界がある。さらに近年、深刻化しているのがアライグマなどペットブームに端を発する外来動物問題である。そもそも、地球上で動物を飼う動物は人間だけであり、むやみに世界中から野生動物を買いあさるのも、人間の本性なのかもしれない。しかし、その結果として、原産地の生物多様性を侵し、さらには遺棄・逸走した動物たちが日本中で人間生活への被害や生態系影響を起すようになってしまった。

北米原産のアライグマは、アニメの影響でペットとして輸入されたが、野生由来の個体であるため、飼いきれず大半が遺棄



図 群馬県の平野部における大型野生動物の出没地点 (2016-2018 年度)。作図：梅田健太郎

されたものと思われる。すでに、全国の大都市で野生化し、捕殺される個体は年間三万頭にのぼる。これらは、人間が思いつきで飼うことなどしなければ、けっして失われなかった生命である。同じことが、イヌやネコなどの家庭動物にもいえる。

一方で、人間はオオカミやカワウソ、トキやコウノトリなど、多くの野生動物を絶滅に追い込んできた。絶滅にはいたっていない野生動物たちも、環境汚染物質などによる健康影響を今も受け続けている。米国科学アカデミーは、今世紀に入って野生動物の大量死が世界的に発生し、その原因のひとつとして感染症の蔓延をあげている。野生動物の大量死は絶滅につながる可能性もあり、さらに共通感染症の場合は人間や家畜への甚大な被害をおよぼすだろう。

現在問題となっている新型コロナウイルスや高病原性鳥インフルエンザ、さらにはCSF(いわゆる豚コレラ)、ASF(アフリカ豚コレラ)は、すべて野生動物由来の共通感染症である。しかし、これらのウイルスは過密な家畜や人間集団によって変異を引き起こしたために感染爆発し、それが野生動物集団に再度感染(これをスピルバックという)することで、さらなる感染拡大につながっているのだ。つまり、野生動物は媒介者でもあるが被害者でもある。

二〇一八年に岐阜県で、わが国では二八年ぶりとなるCSFが発生し、イノシシに感染してしまった。二八年前にはイノシシが平野部に生息する状況ではなかったこともあり、イノシシ

への感染対策は準備すらできていなかった。結果的に、わずかに一年間で感染エリアは一万平方米以上にまで拡大した。この間には、一〇〇億円単位の対策費が投入されているが、終息の目途はたっていない。

これら一連の人間と野生動物の関係性にある問題を、私は「野生動物問題」と名づけ、その問題解決に永らく格闘してきた。当初、野生動物問題の解決には、野生動物の生態などをよく知り、そのうえで彼らとの共存の道筋を明らかにするのが科学者の使命と考えてきた。しかし、いくつもの野生動物問題に取り組みようになって、野生動物問題とは人間社会の病理現象が原因であり、人間社会を変えない限り問題の解決はないと思いがちなおすようになったのである。

そのためには、まず人間社会の規範である法律や制度を変えなければならない。そのころに野生動物にかかわ

る法律は、日本ではほとんど制定されていなかった。私自身の専門は獣医学であり、動物にかかわる知識はあっても、新たに法律をつくる術など持ち合わせてはなかった。しかも、大学では徐々に論文数至上主義が広まり、専門外の分野に挑戦するなど自分の首を絞める結果となってしまう。

そんな時期に思いがけず出会ったのが公害研究委員会の先生方だった。この委員会は、各地の公害や環境問題の現場で問題解決に取り組みながら、世界最古の環境問題学術誌である「公害研究」（現在は「環境と公害」）を編集する学際的集団である。私はその編集同人の末席に加えていただき、都留重人、宇沢弘文、原田正純の各先生をはじめ、名だたる知の巨人が語る社会問題への姿勢や矜持に触れることができたのは、大いなる財産となった。

とりわけ心に響いたのは、宇沢先生による「社会的共通資

● 2020年3月発売

地図でみる城下町

野間晴雄・山近博義・矢野司郎 編
B5判/141頁/定価[1,800+税]円
ISBN978-4-86099-360-3

近世の城絵図(『主図合結記』嘉永2年)に掲載された148か所の城下町から66か所を選択。明治期と現在の地形図との比較し、立地、城絵図との対照、武家屋敷・町屋の配置などを解説。城下町の「みどころ」も記しまち歩きの便をはかった。本書を手にかつて城下町探訪の旅へどうぞ。

● 関連書・好評発売中

読みたくなる「地図」

東日本編・西日本編・国土編*
(平岡昭利編)* カラー

地図でみる京都

(岩田貢・山脇正資著)

各巻定価[1,600+税]円

● 2020年2月発売

Japanese Wood and Carpentry Rustic and Refined

Mechtild MERTZ 著

B5判/140頁/定価[4,800+税]円
ISBN978-4-86099-367-2

わが国の宮大工・町屋大工・数寄屋大工・建具師たちが、茶室・町屋・寺社等の建材や建具に木材をどう利用してきたかを解説。第2部には1876年のフィラデルフィア万国博覧会で披露された「有用木材捷覧」から重要樹種32種を抜粋して掲載した。『Wood and Traditional Woodworking in Japan』(第2版、2016、日本語版:『日本の木と伝統木工芸』)に続く待望の書。英語版・オールカラー。



海青社
Kaiseisha Press

http://www.kaiseisha-press.ne.jp/
Tel 077-577-2677 Fax 077-577-2688
直接注文の場合送料200円です。

本」の管理という課題だった。「社会的共通資本」は、交通や医療といった人間社会の公的インフラばかりではなく、水や森をはじめとする自然環境も重要な構成要素であると宇沢先生は説かれた。

そして、社会的共通資本は、「それぞれの分野における職業的専門家によって、専門的知見にもとづき、職業的規律にしたがって管理、運営されるものであつて、政府や市場の基準・ルールにしたがって行われるものではない。この原理は、社会的共通資本の問題を考えると、基本的重要性を持つ。社会的共通資本の管理、運営は、フィデュシアリーの原則にもとづいて、信託されているからである」と、その管理のありようを示された。私は、自然環境の管理に「職業的専門家」が欠かせない、という考えにわが意を得たのである。

社会的共通資本としての野生動物と管理

翻つて、わが国の野生動物問題を解決し、適正な自然環境管理を進めることができる「職業的専門家」はいるだろうか。明治期以降、一世紀にわたる乱獲の時代では、行政機関は野生動物を捕獲する行為の規制をすればすんでいた。それには科学も不要で、規制行政のための許可基準さえ国が定めれば、だれにでも仕事が多まったのである。

しかし、現代の野生動物問題を解決するには、知識や技術に加え、科学的な分析能力も必要となる。たとえば、社会的共通

資本である医療には病院だけではなく職業的専門家である医師が不可欠である。同様に、教育では学校だけではなく教師が、防災では消防署だけではなく消防士が欠かせない。そうであれば、野生動物の管理に同じような社会インフラが必要であるはずだ。

少しずつではあるが、こうした認識はいくつかの自治体で芽生え、専門技術者を雇用する動きが出てきている。ただし、問題はその雇用条件である。まだ新しい分野ということもあり、とくに行政機関では正規職員としての位置づけが進んでいない。これでは、いくら有為な若者がいても、二の足を踏んでしまふのは当然だ。今世紀に入つて、少なくとも五〇以上の農学系大学で、野生動物管理にかかわる専門教育を開始しているが、このような「出口問題」が解消されなければ、宝の持ち腐れになつてしまふだろう。

野生動物問題は、人間と野生動物がいる限り、未来永劫続くものであるという認識が政策決定者に欠けている。もう、頭を切り替えるべきだ。じつは、この問題は前世紀から繰り返し国会で指摘されてきたことだ。ようやく二〇一四年の鳥獣法抜本改正にあたつて、科学的・計画的な管理を効果的に推進するため、野生動物管理に関する専門的な知見を有する職員が都道府県に配置されなければならないことがあらためて示された。

このときの国会附帯決議では、都道府県における専門的職員の配置状況を国が把握し、毎年公表することが求められた。今

回の抜本改正が、従来からの捕獲規制法から、野生動物管理に公的資金を投入して、官民一体となって問題解決を目指す管理法へと転換するものであるからだ。さらに野生動物管理は、都道府県の自治事務であるため、その組織改革を促すねらいもあった。

この国会附帯決議を受けて、二〇一五年からは毎年四月一日現在の都道府県における専門的職員の配置状況が、環境省から公表されるようになった。この結果、二〇一五年度当初には、全国の鳥獣担当職員四二四六名（非常勤職員を含む）のうち、専門的職員はわずか一三五名しか配置されていないことが明らかになった。しかも、一三県では専門的職員がまったく配置されていないこともわかった。これでは野生動物問題が解決するはずがない。

もちろん、この結果を受けて、各自治体の現状は徐々に改善すると期待された。少なくとも全国に四〇〇〇を越すポストが現実にあるのだ。しかし、若干の改善の兆しはあったものの、二〇一七年度をピーク（といっても一六〇名）に、以降は逆に専門的職員数が減少に転じてしまった。もはや、都道府県自身も、こうした職員の必要性を認めていないと考えざるをえない。国情が異なるので直接的な比較にはならないが、たとえば行政機関に一万名以上の野生動物専門技術者が雇用されている米国とでは、あまりにも日本の野生動物管理体制の状況はかけ離れている。

すでに急激な人口減少社会が始まり、とくに農山村では地域社会を維持することすらむずかしくなっている。これは同時に、わが国の長い歴史を通じて国土を保全し、野生動物を管理してきた担い手が失われることも意味する。だからこそ、その影響が都市へ波及し、安全な生活環境を維持できなくなってしまうのである。

人材の確保こそ、最優先の急務である。そのためには自治体に新たな職域をつくるべきかもしれない。ただでさえ、日本は公務員が極端に少ない国家である。公共的な職務を信託する人材に公的資金を投入しないのはおかしい話だ。職業的専門家が配置されていけば防げた問題が出るたびに、その場しのぎの対策に一〇〇億円単位の血税が使われてきたことを考えれば、人材に投資するほうがましである。

あたりまえのことをすれば、問題の解決はむずかしくないのである。

（はやま・しんいち 野生動物学）

羽山伸一 野生動物問題への挑戦

A5判・一八〇頁・二七〇〇円

東京大学出版会（表示は本体価格）

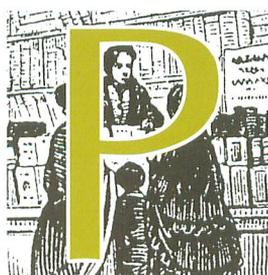
学問の図像とかたち・231 イラストから読む教科書 見た目はキングサイズ 寺田寅彦
 リスク管理論ではない「危機対応学」である理由 玄田有史 1
 「普通、アゴラ、グローバル・ヒストリー」2 アゴラは必要か 松方冬子 7
 「日本美術史不案内」30 さくらば 佐藤康宏 12

日本での哺乳類の捉え方と哺乳類学 高槻成紀 14

「心理学の戦後——米国教育使節団と日米学者——一九四三年〜五二年」 第一次米国教育使節団の提言 ストツダート、一九四六年 肥田野直 21
 「論文の森の「イク」」3 悲しい熱帯魚 小林洋美 28



UNIVERSITY PRESS



• Number 569, March 2020

東京大学出版会

野生動物問題とはなにか 羽山伸一 30

「書評 168 気軽に助けあう人々 小川さやか著『チョンキンマンシヨンのボスは知っている』 前田健太郎 36

ブラック天文学・24時間戦えますか 注文の多い雑文 その四十九 須藤 靖 43

「イメージの記憶」59 少年たち・兄弟たちの秘密 デヴィッド・ボウイの共犯者たち 田中 純 49

第二〇回 東京大学南原繁記念出版賞発表 55

すゞしろ日記 第179回 山口 晃 60

学術出版 61 執筆者紹介 62

氏名	たか まどのみや ひ ひさ こ 高 円 宮 妃 久 子		
学位の種類	博 士 (芸術文化学)		
学位記番号	乙博文第 26 号		
学位授与の日付	平成 24 年 2 月 27 日		
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 2 項該当 (論文博士)		
学位論文題目	根付コレクションの研究 —— 高円宮コレクションを中心に ——		
論文審査委員	主査 教授	山 縣 熙	
	副査 教授	伊 藤 隆	
	副査 教授	田 中 敏 雄	
	副査 教授	藪 亨	
	副査 東京藝術大学名誉教授	澄 川 喜 一	

内容の要旨

本論文は、本学の客員教授でもある学位（博士）申請者高円宮妃久子が、これまではどちらかといえば、単に好事家の収集の対象物にすぎないとも考えられていた「根付」を、研究の対象として改めて取り上げ、総合的に論じることを通して、日本固有の美術工芸品「根付」として、日本美術史の中に正統に位置づけようとする試みである。申請者の志向の在り処は、例えば浮世絵版画の初期研究者のそれにも類似すると思われる。先行する研究論文は殆どなく、あるのは好事収集家の、どちらかといえば主観的にすぎる文章がその殆どを占める。また研究の対象となる作品も、世界中に散在することは確かではあるが、どこにどのように存在しているかの基礎的な資料さえない。しかも版画に比べてなお「根付」のその大きさを考えてみると、そして「根付」のこの小ささこそがまた、好事収集家をして、それを収集の垂涎的たらしめてもいるのだが、それら小さな「根付」が、どこにどのように存在しているのかの情報収集さえもが、まだ今では大きな課題となる。

この時、申請者高円宮妃の立場は特権的である。それはこの論文の主要部分を構成する「第三部 高円宮コレクションについての考察」においても明らかになるように、申請者自身がコレクターであるという事実であり、その結果、コレクター間の情報網に関し、国内はもち

ろん国際的にも通じているという事実である。それと共に、現代における情報ネットワークの発達も付記しておかなければならない一因であろう。

以上の論文制作以前の状況において、申請者は論文を次のような三部構成としている。

第一部「根付に関する歴史的理論的な基礎的考察」、第二部「コレクションについての考察」、第三部「高円宮家コレクションについての考察」という構成である。

先に述べたように「根付」作品の基礎的資料さえ存在しない時に、世界に散在する主な根付コレクションを主題化し、その考察を通して、「根付」そのものにアプローチしようとする申請者の着眼は卓見とも言えよう。

以上は本論文の構成への言及であるが、以下その内容をやや詳細にみることにする。

第一部「根付に関する歴史的理論的な基礎的考察」は五章からなる。

第一章「根付の歴史」は「根付の起源」「江戸時代」「幕末から明治にかけて」「明治維新以降」「現代根付」というタイトルの五つの節をもつ。先に述べたように本格的な先行研究論文の存在しない中で、上田令吉の『根付の研究』を手掛りに、日本美術史における風俗画の調査文献などを参考にしつつ、可能な限り、「根付の起源」にアプローチすると共に、江戸時代における武士文化の印籠や喫煙習慣、町民文化の煙草入れが根付の流行を生んだと指摘する。そして、幕末における煙管の流行が根付の流行に衰退の兆しをもたらすと共に、明治維新以降の洋装の一般化、紙巻煙草の普及等が提物と共に普及流行していた根付に、決定的な打撃を与えたことに言及する。しかしこうした国内における根付使用の衰退はまた欧米における「ジャポニスム」の流行、海外における美術愛好家の収集の対象としての根付の位置付けという結果を生み、何度かの盛衰を経、「現代根付作家」が世界に存在するという今日の状況に至る過程が分析される。

第二章「根付の種類とその形体」以下、三章「根付の材料・技法」、四章「根付の意匠・題材」においては、「根付」に関する基礎的考察がなされる。本来、実用的で日常的な工芸品であった根付は「制作者側と使用者側双方の好みに基づく〈ファッション〉性を反映」していたという指摘は新鮮である。

また第五章「『装剣奇賞』などに見る根付師」では、その初版本と再版本との比較、さらには上田令吉の『根付の研究』とも比較することで、江戸時代の古根付師の存在と所在を明らかにしようとする試みがなされる。

第二部の「コレクションについての考察」は大きく二つの章をもつ。

第一章は、「コレクションに関する一般的考察」という主題で「コレクションとは何か」という問いへの答えが試みられている。そこでは(一)「コレクターとコレクションについて」(二)「根付コレクションと美術商とのかかわり」という二つの節をもつ。

第二部の圧巻は、第二章「世界のコレクションについての具体的考察」であり、この論文の中心をなすものとも思われもする。

東京国立博物館の郷コレクションの具体的分析に始まり、大英博物館とヴィクトリア&アルバート・ミュージアムのコレクション、さらには、バウアー・ファウンデーション東洋美術館のバウアーコレクション、エルミタージュ美術館所蔵のコレクション、またアメリカのボストン美術館およびLACMA所蔵のコレクション等へと及ぶ具体的な考察に際して、根付を考察・分析・評価する申請者の文章は、コレクターとして根付を愛でると共に、研究者として客観的に分析しようとするという、二つの極を往還する優れた記述である。

またこれらパブリック・コレクションへの言及とは別に、プライベート・コレクションとして六名のコレクターが取り挙げられ、ここでは、コレクターの人物そのものへの言及もあり、コレクターとして、他のコレクターと深く関わると共に、研究者でもあろうとする申請者の立ち位置の位相の特殊性が遺憾無く発揮されている。

第三部「高円宮コレクションについての考察」は以下の五章をもつ。すなわち第一章「根付コレクターとしての殿下」、第二章「高円宮コレクションの現代根付」、第三章「高円宮コレクションの古根付」、第四章「高円宮コレクションの古根付分類」、第五章「根付文化の保護と育成」である。

言うまでもないことだが、この第三部は申請者を措いてほかに書くことのできる研究者の存在しえない部分であり、第一部の理論的研究も、第二部のコレクションについての具体的分析・研究も、すべてはこの第三部へと流れ込むためのものであったということが理解される。そしてまた申請者が、その「結論と今後の展望」において言及しているように、「根付」に関する研究は今後、ここより流れ出ることになるだろう。

審査結果の要旨

内容の要旨においてすでに述べたように、この論文は、これまでは単に好事家の収集の対象であるかのように考えられてきた、日本固有の美術工芸品である「根付」を、改めて研究の対象として取り上げ、総合的に論じることを通して、日本美術史の中に正統的に位置づけようとする試みであると思われる。

申請者自身、本論文の冒頭、「序論」の書き出しにおいて次のように述べている。「本研究は、根付に関する基礎的考察を行うと共に、世界のコレクション並びにコレクターについての実証的研究と論者に直接話された殿下のご発言を踏まえて、世界的に珍しい高円宮コレクシ

ンの特色を明らかにし、今後の根付研究の進展に資することを主たる目的としている。」

またその「結論と今後の展望」の掉尾において申請者は「高円宮コレクションの今後についてであるが(略)殿下が力を入れておられた、根付文化継承のために活用したいと考えている。その一環として、いつかは東京国立博物館において常設展示されるように、と殿下が望まれていたことを考え、今秋一部の寄贈が決まり、『高円宮コレクション室』として常設展示されることになった。(略)海外の博物館や美術館に劣らない研究に適した環境を作りたいと考えている。(略)(そうした)動きの中で本論がその一端を担うことができれば幸いである。」と述べている。

こうした申請者の文章に呼応する第三者の文章が『東京国立博物館ニュース』第709号に掲載されている。それは「高円宮コレクション室オープン」という見出しでおよそ以下のような文章である。「このたび、故高円宮殿下が妃殿下とともに蒐集された根付コレクションを、東京国立博物館にご寄贈いただくことになりました。／根付は印籠や煙草入れ、巾着などを腰に提げる際、紐の端につけた留め具です。(略)根付の巧緻をきわめた彫技は、欧米の美術愛好者の心を捉えました。今でも根付のファンやコレクターは海外に多く、その要望に応えた作家たちは現代まで根付を制作、発表し続けています。／殿下はこうした現代根付を日本国内に残し、国のしかるべき施設で展示することが必要だとお考えになり、積極的に蒐集なさいました。(略)(竹内奈美子)」

さて本論文の審査員の一人、田中敏雄副査は次のように述べている。その意見は審査員五名がほぼ同一の考え方をしていると思われるので、やや長くなるがそのまま引用する。

「本論文は根付に関する歴史、主題、素材、作家等を考察した基礎的研究(第一部)と世界のコレクターによる根付の各コレクションの紹介(第二部)と高円宮コレクションの綿密な調査に基づく資料の分析(第三部)で構成されている。申請者はコレクターとしての主観を重視した目と研究者としての客観を重視した目の二つの視座をもって論文を構成している。そこにはコレクターとしての、又、研究者としてのそれぞれの視座の良い面と瑕疵とする面の両方が混在する。しかし、それを申請者の根付に対する熱い思いと研究に対する真摯な努力によって両方を克服し、主観性と客観性の二つの眼の相乗的効果を生み出し、今までにない新しい切り口と知見を披瀝してくれた。」

また籾 亨副査は同じくコレクターであると共に研究者でもある申請者の立場に関し、田中敏雄副査とは別の側面から次のように言及している。「殊に『根付の世界』に関して、申請者は根付コレクターとしての体験に基づいて、内外の根付コレクターと根付コレクションとの関係、根付コレクションにおいて美術商が果している役割、美術商による根付研究の動向などが詳細に論じられており、説得力に満ちている。」

さらに籾 亨副査は第二部第二章「世界のコレクションについての具体的考察」の冒頭に

おける、申請者による「根付の評価」に関する記述をめぐり、「優れた指摘である」としてもある。その部分は申請者の両義的立場からなされた正に優れた記述であると思われるので、論本文を要約的に紹介しておく。

申請者はまず「世界の根付コレクションについて具体的な考察を試みる前に、確認しておきたい点がある」と断った後に、それは「評価をめぐる諸問題である」と単簡に指摘する。その上で「こうした個々の根付の評価の問題に関してはこれまでそれらの個々の根付の辿った歴史、その日用品としての特性、さらには視覚芸術的側面も含めて総合芸術品としての、たとえば、彫刻、日本画的色彩、彫金、文学的題材、素材などにも関わる価値判断がそれらの個々の根付を対象として行われるということが不可欠と思われる。」と述べている。その結果、根付の評価を特に困難にしている、三つの理由が続いて列挙されている。「第一に、根付の素材は多岐にわたっており、木彫・牙彫、漆器、蒔絵、陶磁器などに関する広く深い知識が求められる点であり、第二に、その各々の分野において、それぞれ固有の作品が存在するため、結果としては根付に重要な位置を与えられないことになるという点である。換言すると、根付は彫刻、蒔絵、陶磁器など各個別分野の研究対象にはなりえず、その結果、根付であることを重視した先行論文と照合して評価できない点である。第三に、第一、二の理由と関連し、根付固有の特性についての知識と経験が必要であるという点である。例えば根付の条件として必須の、(略)できる限り形状が丸く、日用品であるから帯や着物を傷めず、またそれ自身破損しないように丈夫であることや紐通しがあることなど根付固有の質や形状に関する豊富な知識が必要であるのに加えて、手にとって多くの根付を見ることにより培われた実践的な鑑識眼が欠かせない。」このように、根付評価に関しては「理論的な知識や実践的な鑑識眼」の必要を強調した後に申請者は、「根付を受容する際の感性的評価」に言及する。そしてこの問題は「殿下の指摘された『捻り』の有無による根付評価と密接に関係している」と述べている。申請者はさらに、「たくみ」「しゃれ」「あたたかみ」「なれ」などという考えにも言及している。

従来、日本の伝統芸術は「わび」「さび」という限られた美的概念でのみ考えられがちであったが、根付という「日本の伝統美術工芸」を媒介として、「捻り」「たくみ」「しゃれ」「あたたかみ」「なれ」などという新しい、美的カテゴリーを日本の美学概念の中に付け加えることが可能であることをこの論文は示唆している。

伊藤 隆副査は「高円宮コレクション」を「殿下のコレクションでありながら、申請者との共同蒐集であり、今も進化しながら生き続ける日本の伝統的美術である根付の歴史の変遷を、江戸から現代まで総体的に観ることができる世界的に珍しいコレクションである」と位置づけると共に、「申請者は、深遠な知識と、世界的な視野」に基づき『根付について』の基

礎的考察と世界のコレクションについての研究を明らかにしている」と評価する。

籾 亨副査もまた「根付コレクションに関する理論と実践が解き難く結びついて優れた成果を上げている」と高く評価している。

田中敏雄副査は、先に挙げた「捻り」その他の「美的理念」に触れ、申請者が、根付にそうした美的理念を導入し、「根付の新しい価値を論じたのは卓見である」と評価すると共に、「全体は根付の総合的な研究」であり、「根付の研究書の未だ少ない今日、若い後進の学徒の道標となる論文である」とも評価している。

彫刻家であると共に東京藝術大学の名誉教授でもあるが、今は世界一高い「東京スカイツリー」のジェネラル・マネージャーとして知られている澄川喜一学外副査は「小さい彫刻である根付に関する、この優れた論文によって、日本の物づくりの技が見直されることになるだろう。根付という小さい彫刻の中に、日本の物づくりの技が凝集されており、それは世界に誇りうるものであり、そのことをこの論文は明らかにしている」と評価している。

以上、副査一人一人の評価する観点、評価するその仕方は異なっているが、この論文が論文博士（芸術文化学）の学位申請論文に十二分に値するものであるという点では審査員全員の意見は一致している。

この論文を「根付研究」の嚆矢として、日本における根付の研究が今後、深化・発展することが、申請者と共に、審査員全員の望むところでもある。

学位論文要旨

[検索画面に戻る](#)
<http://gakui.dl.itc.u-tokyo.ac.jp/cgi-bin/gazo.cgi?no=118714>

No	118714
著者（漢字）	阪口,功
著者（英字）	
著者（カナ）	サカグチ,イサオ
標題（和）	地球環境レジームと集会的政策決定プロセス：ワシントン条約レジームと象牙取引規制問題
標題（洋）	
報告番号	118714
報告番号	甲18714
学位授与日	2004.03.11
学位種別	課程博士
学位種類	博士(学術)
学位記番号	博総合第464号
研究科	総合文化研究科
専攻	国際社会科学専攻
論文審査委員	主査： 東京大学 教授 山本,吉宣 東京大学 教授 山影,進 東京大学 教授 古城,佳子 東京大学 教授 後藤,則行 東京大学 助教授 遠藤,貢
内容要旨	<p>要旨を表示する</p> <p>近年の地球環境レジーム研究ではオゾン層保護レジームや地球温暖化防止レジームなど歴史の浅い事例に関する研究が精力的に行われている。しかし、歴史の浅いレジームと比較的長い歴史を持ちアクターの社会化(レジームの基本的構成要素の受容)が進んだレジームでは、アクター間の相互作用の形態は異なる可能性が高い。本論文の目的は社会化が進んだレジームとしてワシントン条約(1973年締結)を取り上げ、特にアフリカ象の象牙取引規制問題に関して設定された3つの基本的 問の分析を通じて、地球環境レジームの集会的政策決定プロセスの解明に貢献することである。3つの 問とは、(1)COP6(1987年)まで尊重されて</p>

いた科学的知識と付属書掲載基準がなぜCOP7(1989年)で突然を無視され、付属書I掲載基準を満たさない南部アフリカ諸国を含めたすべての国の個体群が付属書I(取引禁止)に掲載されたのか、(2)COP8(1992年)でなぜ象の保護に関する協力が崩壊の危機に達し、またレジーム全体が不安定化したのか、(3)COP7~COP9まで無視され続けた科学的知識、基準がなぜCOP10(1997年)では尊重され、南部アフリカ諸国の個体群が付属書II(取引許可)に格下げされたのか、である。

以上の疑問に解答するために、既存の地球環境レジーム研究から、知識共同体アプローチ、利益に基づくアプローチ、パワーに基づくアプローチを導入し、最後に新たなアプローチとして討議アプローチを導入した。第一の知識共同体アプローチは、科学的知識と(知識を政策決定者に媒介する専門家の役割に着目してアクターの利益認識、さらにはレジームの形成・発展を説明しようとするアプローチである。このアプローチでは、知識共同体の一致した知識とその成員の(各国の)官僚組織への埋込が重視される。第二の利益に基づくアプローチは、地球環境レジームに参加するアクターは利己的な利益を追求する国家であると仮定して、利益の各構成要素(生態学的脆弱性、削減コスト、世論)に基づきアクターの行動を説明しようとするものである。第三のパワーに基づくアプローチは、レジームの規定はパワーにおいて優位に立つアクターの利益を反映すると仮定し、(援助や制裁を通じた)パワー・ポリティクスによりレジームの形成や発展を説明しようとするものである。

以上3つのアプローチは、アクターの行動の動機として利益を中心に置き、レジーム(規範、ルール)の効果を考えていないため、アクターの社会化が進んでいない状況で説明力を持つと考えられた。しかしながら、社会化が進んだ状況ではレジームがアクターの選好形成に強い影響を与えることがある。この社会化が進んだレジームの集成的政策決定プロセスを分析するために第4のアプローチとして導入したのが討議アプローチである。

討議とは具体的にはレジームの規定(規範、ルール)と事実・科学的知識に基づき合意を形成することを目的として行われる議論を指す。討議はあくまでも理想型であり、実際の集成的政策決定プロセスではアクターの利己的な利益を強く反映した主張が繰り返される。しかしながら、主張がレジームの規定(規範、ルール)から逸脱していたり、科学的知識に基づいていない場合は、討議プロセスで他のアクターから厳密な検証を受け、修正を迫られることになる。もちろんそのアクターは討議に応じず利己的な利益をひたすら追求することも可能である。ところが、討議への従事は間接的にそのアクターがレジームの目的(原理、規範)を共有していることを示す行為であるため、討議の断絶は期待の収斂を困難にし、レジームを不安定化させる。それゆえ、そのアクターがレジームの目的を共有しているなら、レジームの不安定化を避けるために討議による合意形成に応じざるをえなくなり、逸脱行動は修正されていく。このようにレジームの規範やルールは討議プロセスを通じてアクターに強く作用するようになる。なお、討議で中心となるのはレジームの規範やルールであり、科学的知識は規範やルールを通じて具体的な意味を持つようになる。

以上の4つのアプローチに基づき各基本的疑問に対する作業仮説を作成し、検証を行った。その結果、知識共同体アプローチとパワーに基づくアプローチは3つの基本的疑問すべてに対して説明力を持たなかった。利益に基づくアプローチは第一の基本的疑問に、討議アプローチは第二と第三の基本的疑問に効果的な説明を提供することができた。

仮説検証により明らかになったことは、状況により説明力を持つアプローチ、また強く作用する要因は大きく異なるということである。まず、知識共同体アプローチは、従来地球環境レジーム研究で主流のアプローチとして認知されていたが、利益認識に作用する要素として環境悪化の影響(生態学的脆弱性)しか考慮していない。ところが、アクターの利益認識は規制のコスト(削減コスト)や世論によっても影響を受ける。それゆえ知識共同体アプローチが説明力を持つのは、知識共同体の考えと国内集団(産業、世論、政府組織)の考えが対立していない状況であった。

例えば、COP6まではこの状況が成立しており、知識共同体の勧告に異論が出ることはなかった。しかし、高い価値を持つ象牙のための密猟が大部分の生息地域国で制御不能なほどにエスカレートした結果、個体数の減少を懸念する生息地域国および象牙取引に反対する強い世論が形成された欧米諸国はCOP7で全面的な取引の禁止を求めるようになる。その結果、付属書I掲載基準を満たさない一部の南部アフリカ諸国の個体群を付属書IIに据え置くことを求めた知識共同体の勧告は非常に多くの締約国諸国により無視されていた。これは、知識共同体の考えと国内集団の考えが対立する状況下で政府が官僚組織に埋め込まれた共同体の成員に政策決定権を委譲しなくなったためである。それゆえ、COP7では知識共同体アプローチは説明力を失い、代わって利益をより包括的に分析する利益に基づくアプローチが効果的な説明力を持つようになった。

COP8ではCOP7で決定された付属書IIへの格下げ基準と手続きに基づき、(格下げ提案を評価する役割を与えられた)専門家パネルが一部の南部アフリカ諸国は格下げ基準を十分に満たすと勧告していた。しかし、取引禁止の継続を望む非常に多くの締約国が、専門家パネルの分析と格下げ基準を完全に無視する戦略をとり、討議に全く応じようとしなかった。その結果、南部アフリカ諸国はこれまで自発的に行ってきた取引のモラトリアムを取りやめ、留保下または条約から脱退して象牙取引を再開する意思を示し、アフリカ象の保護に関する協力が崩壊の危機に陥った。これは討議の断絶はレジームを不安定化させると予期する討議アプローチが予想する展開であった。もし、利益に基づくアプローチが妥当するなら南部アフリカ諸国はCOP7後も留保下での取引を継続していたはずである。しかしながら、南部アフリカ諸国は格下げ基準を満たし、COP8で承認を得た上で取引を再開することを目指していた。南部アフリカ諸国がCOP8で協力を停止する意思を示したのは、討議に応じようとしないう取引反対派の議論を聞いて、もはや期待が収斂することはないという結論に達したからであった。

COP8ではそれだけに留まらず、非常に多くの種に関する提案が付属書掲載基準や科学的知識に基づき議論されることなく撤回に追い込まれ、レジーム全体が不

安定化するという事態が発生していた。これはアフリカ象の提案をめぐる極化した議論を聞いて、他の締約国諸国が基準や科学的知識とは無関係に自国が利益を持つ種の取引が禁止に追い込まれることを恐れ、舞台裏のロビイングや討議を拒否することにより提案の採択を阻止する戦略をとったためであった。このように、討議の断絶は期待の収斂を困難にし、協力やレジームを不安定化させることになる。

しかしながら、この協力の崩壊とレジームの不安定化の事態を回避するために、その後締約国諸国は利己的な利益の追求を慎み、格下げ基準と科学的知識に基づく討議による合意形成に協力するようになる。その結果、COP10で南部アフリカ諸国の個体群の格下げに成功する。このように、社会化が進んだレジームではアクター間で目的(原理、規範)が共有されているため、次第にレジームの規制的効果が強く働くようになり、討議を通じて逸脱行動は修正されていく。

利益に基づくアプローチは(社会化が進んだレジームでも)逸脱行動の発生を説明することができるが、それが修正されていくプロセスを説明できない。この修正のプロセスを説明するには討議アプローチが効果的となる。また、社会化が進んだレジームでは、知識は知識共同体論者が想定するアクターの利益認識を通じてではなくレジーム(規範、ルール)を通じて強い影響を与えることができる。また、パワーに基づくアプローチは3つの基本的疑問すべてに対して効果的な説明を提供できなかったが、これは社会化が進んだレジームでは、自国の利益のために援助や制裁を通じた影響力の行使を行えば、その国は名声を失い、環境を保護すると言うより大きな目的を達成することが困難になるためであった。

このように、知識共同体アプローチ、利益に基づくアプローチ、パワーに基づくアプローチは社会化が進んでいない状況では効果的な説明力を持ちえるが、社会化が進んだレジームではレジーム(規範、ルール)の効果に着目した討議アプローチが有効となる。

審査要旨

[要旨を表示する](#)

本論文は、1973年に形成されたワシントン条約レジームの中で展開した象牙取引の規制問題を取り上げ、それを国際レジーム論の観点から分析したものである。象牙取引規制問題は、ワシントン条約レジームの中で当初から重要な問題であったが、1989年の第7回締約国会議(COP7)で科学的な知識やレジームのルールが無視され、取引全面禁止(付属書Iへの掲載)がなされた。そしてCOP8(92年)では、対立が激しく、ワシントン条約レジーム全体が極めて不安定化した。しかし、COP9(94年)での検討を経て、1997年のCOP10において、ジンバブエ、ボツワナ、ナミビア3カ国の個体群を付属書Iへ格下げする決定が行われた。この過程のなかで、阪口氏は、(1)なぜCOP7で、突然ともいえるように全面禁止の決定がなされたのか、(2)COP8でなぜアフリカ象に関する協力が崩壊の危機に瀕し、さらにワシントン条約レジーム全体が不安定化したのか、そして(3)COP10でなぜまた突然のように科学的知識や付属書掲載基準にもとづいた決定がなされたのか、という3つの疑問に答えようとする。

このような問題設定を第1章で行い、これらの疑問に答えるために、第2章では、阪口氏は、レジームの形成、維持などを分析する場合に提示されているいくつかの要因（およびアプローチ）を整理し、疑問に対する答えを仮説の形で提示する。それらの要因とは、利益、力、知識、レジームに組み込まれた規範・ルールである。利益を重視するアプローチは、レジームにおける国家の行動は、その国が認識する（経済的な）利益によって決まるとし、力を重視するアプローチは、レジームにおける集団的決定は、メンバーの力の行使、それも強い力を持つ国の力の行使によって決まる、と考える。そうすると、前記三つの疑問に表されるようなレジームにおける変化は、加盟国の利益が大幅に変化した、あるいは、力関係に大きな変化が生じた、ということに帰着する。知識は、当該の問題に関する事実、因果関係、予測などいくつかの種類が存在するが、それは、知識を共有する知識共同体をとおして、またそれが官僚組織に組み込まれることによって、各国の利益に影響し、その行動を規定する。したがって、レジームにおける変化は、共有されている知識が大きく変化したか、あるいは知識共同体のメンバーの各国の官僚組織への組み込まれ方が大きく変化したかである、ということで説明される。このような議論（仮説）に対して、筆者は、レジームの規範やルールそのものが各国の利益や行動に大きな影響を与える可能性を指摘し、それを取り扱うアプローチとして、討議アプローチを提示する。討議アプローチは、ある規範やルールが存在し、加盟国に共有されている場合、各国は、それに準拠し、知識、利益を基にしながらも、コンセンサスを形成していく、というものである。そしてそこでは、討議の内容に関して、事実即したのか、規範、ルールに合致したものであるか、等によって妥当性が判断され、妥当性が無いものは排除されていく、というプロセスをとる。このような討議が成り立つためには、規範、ルールが（ある程度）共有されていること（社会化）、また他の国がその規範やルールに従うという信頼があることが必要である。また、集団決定のルールも、コンセンサスに近い方式を取っていることが必要である。

第3章においては、ワシントン条約レジームに関して、その生成発展、機構、決定のあり方、基本的なルールが詳述される。以上の準備段階（第1部-第1章から3章）を経て、第2部（第4章から第10章まで）では、COP1(1976)からCOP10までの象牙取引問題を詳細に分析し、疑問(1)-(3)を解こうとする。

第4章はCOP1からCOP6までをとりあげ、そこではアフリカ象は付属書 I I に掲載され、基本的に、共有された知識とワシントン条約レジームの規範（conservation--継続的な利用を目的とし、そのために必要な個体数を維持すること）とルール（ベルン基準）に沿って、また、知識共同体の勧告に沿って決定が行われていたことが明らかにされる。第5章において、COP7では、科学的な知識が無視され（南部アフリカ諸国の個体群は安定しておりルールからいえば、付属書 I に掲載される根拠は無かった）、アフリカ象がすべて付属書 I に掲載されたことをめぐっての分析が行われる。それはそれまでの規制（輸出割当制など）が効果をあげえずアフリカ象が大幅に減少したということと、欧米の preservation（動物を殺すこと自体を禁止しようとする）を掲げる NGO（非政府組織）が活発に活動し、アメリカ、ヨーロッパ諸国が全面禁止に動いたこと、アフリカのなかでケニアなど全面禁止に利益を見出す国が増大したこと、が

理由であった。アメリカ、そしてとくにフランスは、アフリカ諸国に影響力を行使したが、基本的には、個別の利益に基づいた行動（利益の構造）が、突然COP7において、全面禁止の集団決定が行われた一番の理由であった（疑問(1)に対する回答）。そして、COP7での議論は、（利益に基づいた）バーゲニング、あるいは（最初から固定した立場で会議に臨む）レトリックが支配的なものであった。

第6章においては、COP8で、象牙だけではなくワシントン条約レジーム全体が不安定化したこととその理由が検討される。COP7の全面禁止の決定の際、付帯条項として、条件を満たした国を付属書 I I へ格下げすることが明記されていた。この決定に沿って、南部アフリカ諸国は、COP8で付属書 I I への格下げを提案した。そしてそれは前回の決定、ルール、また科学的な知識に沿ったものであったが、それに対する反対は極めて強く、提案は撤回されざるを得なかった。南部アフリカ諸国の不満は強く、そのなかには、ワシントン条約レジームからの脱退をほのめかす国も現れた。さらに、アフリカ象だけではなく、他の種においても、ルールや科学的な知識に基づかない議論が横行し、ワシントン条約レジームは大いに不安定化したのである。この時期、科学的知識は無視されていたため、また科学的知識の内容はそれほど変化していないため、知識（の変化）が各国の行動やレジーム全体に大きな影響を及ぼしたとは考えられない。また、利益もCOP7に引き続きアフリカ象、またワシントン条約レジームの不安定化に大きな役割を果たしたが、もし各国（特に南部アフリカ諸国）が利益のみに基づいて行動したならば、脱退とか、モラトリアムをやめて象牙の取引を開始した国も出てきたはずである。ワシントン条約レジームが不安定化したことは、科学的な知識やルールが無視され、将来に対する不安が増大し、それが不安定化を増進した、という討議の失敗によって説明できる（疑問(2)に対する回答）。

第7章は、COP9が分析される。COP8で見られた象牙取引に関する協力の失敗やワシントン条約レジームの不安定化は、各加盟国に共通の目的を達成することが困難になることを認識させ、また、将来自国の利益がかかる種に関して、規範、ルール、科学的知識を無視した決定がなされ自国の不利益になることを恐れさせるようになる。このようななかで、ECのなかの幾つかの国がイニシアティブをとり、生息国を交えて対話のプロセスが展開することになる。そこでは、利害が対立する生息国の間に相互理解を進展させ、生息国の間の調整、合意を促進するような措置が取られるようになる。COP9では、南アフリカの格下げ提案が導入された。しかし、そこでは専門家パネルの勧告を十分に取り入れた議論も見られるようになったが、ルール、知識、などを無視する議論も多く見られたため、将来への含みを残しつつ、南アフリカは提案を撤回する。しかし、COP9においては、シロサイの格下げの提案（付属書 I I への格下げ）が受け入れられルールに従った行動が再確認され、付属書修正に関する新基準が採択され、ルールの明確化がはかられた。アメリカやECは、アフリカの合意を尊重するという行動原理を明確にするようになる。

第8章では、COP9後、格下げへの合意を達成するためにアフリカ諸国の対話が盛んに行われたことが分析される。96年には、ナミビアのエトシャで会議が行わ

れ、そこには南部アフリカ諸国にとどまらず、過去に格下げに反対した国を含めてワシントン条約において象の保護問題に関心を持つ幅広い国及び専門家たちが招待された。そこでは、格下げに関してさまざまな国からの意見を聴取していく協議プロセス(計画)が作成される。そして、この計画に基づいて、格下げを目指すジンバブエは、フランス語圏諸国を訪問する。96年にはダカールで第1回アフリカ象生息地域国対話会議が開催され、アフリカの格下げに関するコンセンサスが形成され、相互理解と信頼関係が構築される。

第9章ではCOP10が分析される。COP10では、ジンバブエ、ボツワナ、ナミビア3カ国の格下げが提案された。そしてCOP10が開催される直前第2回アフリカ象生息地域国対話会議がジンバブエのダウエンダールで開催され、ジンバブエ、ボツワナ、ナミビアの3カ国の格下げ提案が検討された。COP10では、舞台裏の会合なども密に行われそれを通して格下げ提案に対する東アフリカ諸国、西アフリカ、中央アフリカ等の支持が次々と取り付けられる。3ヶ国の提案は、付属書 I I への格下げ基準に即したものであり、取引上の管理を強化したり、予防措置をとったりするなど科学的な根拠のある妥当な議論として提示された。ただ、南アフリカは、付属書 I I への格下げが効力を発した後、18ヶ月間の取引を禁止し、輸入国と輸出国の取引管理に対する独立した査察を行うなどの内容の修正案を提出した。輸入国の取引管理は重要な要素であり、唯一の輸入国とされる日本の取引管理の強化についても詳述される。Preservation規範に基づく反対論や、最初から格下げ反対という立場を固定した議論も見られたが、議論の妥当性を重視し、それにもとづき意見や態度を柔軟に変更するという討議が広く見られた。このような過程を経て、いくつかの条件のもとに3カ国の格下げが認められた。

第10章においては、COP10に関して、利益、力、知識共同体、という観点からの分析を行い、そのいずれもが3カ国の付属書 I I への格下げに収斂して行った過程を説明することができないことが明らかにされる。そして、規範、ルールに基づいた妥当な議論の展開が収斂を可能にしたと論ぜられる(疑問(3)への回答)。

第3部(第11章)は結論である。COP7で、付属書 I に格上げされたアフリカ象の取引規制問題は、COP8で、ワシントン条約レジーム自体をも揺るがすようなものとなったが、COP9、そしてその後、ルールや科学的知識に基づく議論と、相互理解や信頼を向上させようとするいくつかの方策が採られる。そして、CO10においては、ルール、科学的知識に沿って、議論を行い、合意を得ていく、という討議が広く見られ、ジンバブエ、ボツワナ、ナミビア3カ国の付属書 I I への格下げが認められる。このような過程のなかで、通常国際レジーム論で国家の行動を規定されるとされる利益、力、知識、規範・ルールは状況と、レジームの発展段階によって、それらが作動するあり方(作動するかしないかを含めて)が異なる。そして、筆者は、それらの要因のいずれかが常に国際レジームにおける国家の行動を規定するのではなく、状況により、またレジームの規範やルールがどのくらい社会化されているかによる、と結論付ける。

エピローグにおいては、COP11(2000年)とCOP12(02年)が取り扱われ、象牙取引に関していまだ付属書 I への再格上げの提案が見られるものの、基本的には付属書掲載の基準が守られ、それに基づいた議論が支配的であることが示される。

阪口氏の論文は、2つの点から高く評価されよう。一つは、ワシントン条約レジームのなかの象牙取引規制問題の歴史的展開に関する、一次資料、インタビューなどの綿密に集められた資料に基づく記述と分析である。とくにCOP7からCOP10までの8年間にわたる詳述は、それが基づく資料とあわせて、世界で初めてのものである。そして、このようなきわめて密なる資料（綿密でかつ通常では手に入らない会議資料）の分析は、阪口氏の理論的な志向と密接にかかわるものであった。二つには、理論的な貢献である。阪口氏は、国際レジームにおける国家の行動を規定するとされる利益、力などいくつかの要因を分析しているが、氏の理論的な焦点は、討議アプローチによって、国際レジームの規範（ワシントン条約レジームでは、conservation）やルール（付属書 I、II 等への掲載基準）がどのように、またどのくらい国家の行動を規定するかを明らかにしようとすることである。討議アプローチは、会議等の議論の中で、発言者が規範、ルール、科学的な知識を如何に捉えているかを明らかにすることによって、規範やルールの国家の行動に与える影響を明らかにしようとするものである。このことは綿密な資料をもってはじめて可能になる。討議アプローチは、近年いくつかの分野で応用されようとしているが、阪口氏は、実証的にこのアプローチを応用して実際の政治過程を明らかにした初めてのケースといっても過言ではない。もちろん、初めての討議アプローチによる実証研究の故もあって、今後つめていかなければならないいくつかの点も存在する。たとえば、「社会化」という概念を取り入れた点は評価できるが、国際レジームの規範やルールがいかにして、またどのくらい参加国が受け入れているのか、これを如何に実証していくか、将来の大きな課題である。また、発言からそれを規範やルールに従っているのか、あるいは従っていないのかをいかに判定していくか、技術的な問題ではあるが、論証上さらに工夫する必要がある。

阪口氏の論文は、理論、実証双方に優れたものであり、ゆうに国際的水準に達し、国際レジーム論、環境をめぐる国際政治の分析に多大な貢献をするものである。したがって、本審査委員会は博士（学術）の学位を授与するにふさわしいものと認定する。

UTokyo
Repository
リンク

[検索画面に戻る](#)